

観光ルネサンス補助制度の概要

2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人に倍増させるなどの観光立国の推進のためには、ビジット・ジャパン・キャンペーン等による情報発信などとあわせて、旅行者を受け入れる国内の観光地の魅力向上が急務である。

そこで、平成17年度に観光地の活性化に取り組む「民間」の活動を支援する観光ルネサンス補助制度を創設し、観光地の国際競争力の向上を支援する。

- ①市町村は、単独又は複数で、地域の統一的な観光戦略である「地域観光振興計画」を策定。
- ②同計画に沿って観光地の活性化構想に取り組む民間の組織を、市町村が認定（エリア・ツーリズム・エージェンシー（ATA）と称する）。 ※民間の組織：公益法人、NPO、三セクなど
- ③構想認定を受けた民間組織（ATA）が単独又は共同（ATA・地方公共団体等からなる協議会）で実施する事業で、観光ルネサンス事業検討会の推薦をうけて国土交通省で補助採択した事業の実施に要する以下の経費を補助する（観光ルネサンス補助制度）。また、税制優遇措置等により支援。

（1）観光商品の企画開発・商品化事業費用

周遊パス等の開発・制度設計等のための専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費

（2）地域イベント活性化事業費用

専門家の派遣等制度設計費、印刷物作成費、その他これに関連する経費

（3）インターネットによる多言語情報発信事業費用

多言語WEBコンテンツ作成費（システムの設計・構築・運用試験、ハードウェア料金、保守管理費等）

（4）多言語人材育成事業費用

講師等の派遣費、教材の作成費、その他これに関連する経費

（5）観光案内所、観光交流施設等の整備・運用費用

伝統的建築物の購入費、修繕・改築費、案内所等の運営費、多言語の観光パンフレット・地図等の作成費、その他これに関連する経費

（6）外国人対応観光案内標識等の整備費用

外国人対応の観光案内標識等の整備費

（7）手づくり観光サービス起業化支援事業費用

地域資源を活用した土産品等の開発・販売事業等の起業化支援及び空き店舗活用事業、その他これに関連する経費

（8）外客満足度向上事業費用

外国人観光客の満足度向上に資する観光施設等の満足度診断事業、外国語放送受信システム導入事業、その他これに関連する経費

（9）上記（1）～（8）の事業を実施する場合の、これと一体となって実施することにより効果が見込まれる事業費、調査費

※19年度予算：2.9億円、補助率：40%（上限）

※事業の実施には、地方公共団体との連携が必要です。